

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

新型コロナウイルス感染症にかかわっての要請

感染症拡大防止と安全・安心の確立、仕事と生活を守るために

全国労働組合総連合

新型コロナウイルス感染症の発症が各地で確認され、市中での感染拡大の防止に、官民をあげて尽力すべき局面に入った。同時に、インバウンド・ビジネスの急激な冷え込みや、製造業のサプライチェーンへの打撃、感染予防としての各種イベント事業中止、学校等の休校を契機に、景気の急激な冷え込みと雇用情勢の悪化に備えるべき状況となっている。

政府は、国民、事業者、労働者への自己防衛を呼びかけるだけでなく、感染症予防と雇用・景気について、国としての積極的な対策を打ち出し、速やかに実行すべきである。

については、以下の課題の検討と対策の実施を求める。法改正が必要なものもあるが、幸い、今は国会会期中であり、予算案を審議中である。雇用保険法案や労働基準法案も準備されていることから、大胆かつ速やかな対策を求める。

1. 予算の確保

国会で審議中の予算案では想定されていなかった、感染症拡大防止対策、雇用対策、景気対策等が必要となっている。今年度予備費の2700億円では足りないことは明らかである。予算案を組み替え、不要不急の予算措置は削り、大規模な対策の財源を確保すること。

2. 感染症拡大防止と安全・安心の確保

(1) 検査体制の拡充（検査実施施設と検査可能件数の引き上げ）を行い、検査対象を広げること。検査キットの開発・生産を早急に行うこと。

(2) 感染症の拡大状況を把握するため、無保険の人を含め、国内に居住・在留しているすべての人が、本人負担なしの検査と治療を受けられるようにすること。実施にあたっては、医療機関への丁寧な情報提供はもとより、受診方法について、マスコミの協力も得つつ、国民への周知をはかること。

(3) 医療機関ではマスクや消毒液、その他必要な物資が入手しにくいと言われる。災害対策等の備蓄物資の提供をすると同時に、関係業界団体への生産増強、流通確保の要請を再度行うこと。流通経路をチェックし、買い占め行為をなくすこと。誤った情報の拡散による物資不足も起きていることから、正確な情報を随時、発表すること。

(4) 感染症対応の病床を確保すること。その際、他の病気の治療に必要な病床を減らさず、病床拡大の措置をとること。治療体制確保のため、大学や公立・公的病院をはじめ、協力する民間医療機関や自治体への財政支援を行うこと。

(5) ワクチンの開発・生産を早急に行うこと。

(6) 公立・公的病院の再編統合の方針はただちに撤回すること。保健所を増やし、保健師を含む職員を正規で確保し、機能を強化すること。今回の初動の失敗をふまえ、感染症対策を専門に担う疾病管理予防センターを創設すること。

3. 雇用等の維持と生活保障

(1) 労働者が休みやすい環境整備について

1) 学校閉鎖の影響、さらには感染症拡大にともなう学童保育、保育所、介護施設等の閉鎖等といった事態に対処するため、保護者・介護者が仕事を休まざるをえない状況に対応した有給の特例休暇制度を設け、助成を行うこと。3月2日に発表された新制度は、子どもの対象年齢が小学校等に限定されているが、中学校まで広げ、手当の上限額が低すぎるので、雇用保険の基本手当の引き上げとあわせて、改善すること。この臨時措置の手續きに当たっては、事業主に有給特別休暇制度などの整備を要件づけることなく、職場における弾力的な運用でよいものとする。また書類作成などの手續きを簡便なものとする。

2) 企業に対し、業務の改善や有給の病気休暇の整備、育児介護休暇の取得促進など、労働者が休みやすい環境整備を行うよう、指導しつつ、有給の病気休暇の義務化をはかること（労働基準法改正）。休暇制度は正規・非正規の違いなく、取得できるものとし、3日の付与を目標とすること（健康保険の傷病手当の待機期間の無給状態を防ぐ）。その際、有給病気休暇の普及を後押しするため、感染症拡大をおさえるべき期間（数週間）に限り、病気休暇への助成を行うこと（雇用保険二事業から雇用調整助成金と似た仕組みで行う）。

また、育児・介護の休暇・休業制度についても改正を行うこと。具体的には、子の看護休暇の対象となる子の年齢要件¹の引上げと日数の上乘せ、介護休業、介護休暇の日数の上乘せ、そして各制度への休業補償を行い、国としても休業補償に関する助成措置をとること。

国家公務員、地方公務員においては、民間に先んじて、非常勤・臨時職員の有給病気休暇を、正規職員と同様に適用するよう、規則改正をすること（人事院規則改正等）。

(2) 休業の対応に関して

1) 都道府県知事による就業制限のない中での休業命令にもかかわらず、賃金全額の補償（民法536条）どころか、休業手当（最低6割：労働基準法26条）すら支払われないなどの労働相談が寄せられている。賃金請求権の原則と労働基準法の休業手当の趣旨の周知と労働相談への迅速な対応、使用者への是正指導を行うこと。その際、雇用調整助成金の特例措置の要件を緩和し、適用対象を広げたいうえで、事業主への周知をはかること。

2) 低賃金の労働者からは6割の最低保障では生活できないとの切実な声が寄せられている。低賃金層については、最低基準の割合を6割よりも引き上げる改善を検討すること（労働基準法改正）。

3) 学校等の閉鎖においては、正規職員だけでなく、非常勤・臨時職員に対しても有給の特別休暇を付与するよう、自治体に制度整備を促すとともに、その財源については、自治体の財政状況をふまえて国庫から補填すること。

(3) リストラ規制と雇用調整助成金の要件緩和・拡張適用について

1) インバウンド関連事業を中心に、受注減少や先行き見通しの厳しさを理由とした解雇、雇止め、委託契約の解除などが起きている。体力のある企業が、新型コロナウイルスを口実に雇用削減や契約打ち切り、下請け企業への負担押し付けをすることがないよう、指導すること。

2) 雇用調整助成金の特例措置が適用される対象を、現行の「日中間の人の往来の急減により影響を受け

¹ 子の看護休暇は、対象となる子が6歳に達する日の属する年度の3月31日までで、日数は1人につき年5日。介護休暇の日数は年5日。介護休業の日数は年93日。いずれも育児介護休業法。

る事業主」に加え、「中国での生産減少や感染予防対策による事業中止等の影響を直接・間接に受ける事業主」とすること。中小企業に対する助成率を改善し給与全額の補償を可能とすること（現在は2/3の助成）。あわせて、緊急事態における臨時的措置として、「同一事業主に引き続き雇用保険被保険者として雇用された期間が6か月以上の者の休業等が支給対象」との要件を緩和し、全労働者を適用対象とすること。

3) 雇用調整助成金の要件のさらなる緩和に加え、同様の制度枠組みで委託契約の解除防止と休業補償となる特別助成措置を実施すること。雇用保険適用事業主との間で、継続的な委託契約を結び就業しているフリーランスについても臨時的休業補償を支給すること。手続きとしては、雇用調整助成金の枠組みを援用し、財源は、労働保険特別会計に別枠をつくり、国庫負担金の投入でまかなうこと。それらの措置を周知しつつ、事業主に対して安易な委託切りなどのリストラを行わないよう、要請すること。

（4）感染拡大防止として推奨されている「働き方」について

1) テレワークについては、導入の際、8時間労働制の原則にのっとり運用を行うよう、指導すること。安易な裁量労働制の導入は行わないよう、法令に定められた手続きや要件を周知すること。要件を欠いた違法なみなし労働時間制度の下での割増賃金未払いや、恒常的にみなし労働時間を超える裁量労働制の場合の制度見直し等の是正指導を強化すること。

2) 時差出勤のためにフレックスタイム制を導入する場合も、法令に定められた手続きや要件（精算期間における総労働時間を超えた場合の割増賃金支払い義務等）を周知すること。

（5）傷病手当金について

1) 健康保険の傷病手当の要件を改正すること。有給病気休暇が普及しないなかで待機期間3日間は長いので、短縮すること（有給病気休暇が義務化された後、休暇の付与日数と整合させる）。

2) 健康保険に本人が未加入の場合でも、傷病手当金が支給されるよう、制度改正を行うこと（国民健康保険に傷病手当金の制度を創設し、雇用類似の働き方の場合にも支給する。健康保険第3号被保険者にも傷病手当金を支給するなど）。

（6）失業対策について

1) 政府が提出している「雇用保険法等の一部を改正する法律案」は、雇用情勢が良好な時を想定したものであり、情勢に合わない。高齢者雇用安定法等も含めた一括法案とされているが、各法案を分離し、雇用保険法案についても単独で審議すること。

2) 景気後退による失業増に備えるため、以下の点について、雇用保険法の改正を行うこと。

- ・労働保険特別会計雇用勘定の備えとして、国庫負担を本則に戻すこと（現行制度と同様、法案では本来の国庫負担金を1/10に減らしている）。

- ・自己都合退職の際の給付制限期間を退縮すること（3月⇒1か月。厚生労働省雇用保険部会報告は2か月）。

- ・給付日額の改善と、（情勢にあわせて）給付日数の延長を行うこと。

4. 中小企業支援

1) 中小企業の資金繰り悪化等への対応策として、貸出金利の引き下げを行うこと。また、借り手である中小企業の求めに応じ、金融機関は返済猶予や金利減免などの融資条件変更に応じるものとする（金融円滑化法）。

- 2) 業況の悪化が顕著な業種については、信用保証協会の一般保証とは別枠での無担保の保証が受けられるようにすること。また、保証料の一部を自治体が負担する都道府県の制度融資の改善を行うこと。
- 3) 中小企業にとって、昨年10月からの消費税増税は、価格転嫁ができないことなどから、重い負担となっている。消費税を5%に減税すること。また、納税時の期限延長などの弾力的な運用を行うこと。

以上

労働者の雇用とくらし、中小企業を守るための緊急提言 ～新型コロナウイルスの感染拡大による緊急経済対策を～

私たち全国労働組合総連合は、3月3日に内閣総理大臣及び厚生労働大臣に対し、「新型コロナウイルス感染症にかかわっての要請～感染症拡大防止と安全・安心の確立、仕事と生活を守るために」を行ったところですが、依然として感染拡大の懸念は収まっていません。

また、観光関連や飲食サービス業をはじめ、学校の休業に伴う深刻な影響が出ており、日本全体に及ぶ自粛ムードもあいまって、多くの中小企業が倒産・廃業に追い込まれる懸念が広がるなど切実な事態となっています。

今とりくむべきことは、感染の収束に向けた総力を挙げたとりくみとともに、労働者の雇用とくらし、あわせて中小企業の経営を守り、日本経済を力強く回復させていく経済対策です。

そのため、以下の項目について緊急に検討を行い、速やかな対策をとるよう求めます。

1. 補正予算の早期策定について

3月10日に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」が閣議決定されましたが、総額で4000億円にとどまっており、不十分です。経済の落ち込みも見られることから、リーマンショックを上回る大規模な対策を行うこととして、それに見合う補正予算の早期策定を求めます。

2. 内部留保課税について

グローバル企業の社会的責任を果たす観点から、緊急に内部留保課税を行い、財源確保を図るよう求めます。

3. 労働者の雇用維持と生活保障などについて

(1) 労働者の雇用とくらしが守られるよう休暇が取りやすい職場環境をつくるよう求めます。特に、病気休暇を有給とする法整備を求めます。

(2) 失業者が大量に発生しないよう雇用調整助成金の適用範囲を拡大するとともに、中小企業に対する助成率を100%に引き上げるよう求めます。

(3) 派遣労働者などの雇用を守るため、派遣先による契約の一方的な解除が行われないよう労働局による指導を強化するよう求めます。

(4) これらの施策が速やかにそして実効あるものとなるように労働行政の体制を緊急に拡充するよう求めます。

4. フリーランスなどの生活保障について

(1) 政府によるイベントなどが自粛されたことによって収入の道を閉ざされた個人就業者に対し、予定されていた収入を補償する制度を創設するよう求めます。その際、当面の間の生活が保障されるようなものにするよう求めます。

(2) 小学校等の臨時休業に対する休暇取得支援として、業務委託契約等に基づく個人就業者に対し、日数に応じた定額(4,100円)支援が行われることとなっていますが、労働者への賃金補填(最高限度8,330円)に比べあまりにも低いといわざるを得ません。補償額を大幅に引き上げるよう求めます。

(3) 休業や委託業務のキャンセルにより収入源となったものに対し、加入している社会保険料の負担を当面の間、減免もしくは支払猶予などの措置を求めます。

5. 感染症拡大防止と安全・安心の確保について

(1) 「地域医療計画」による公的・公立病院の統廃合を中止し、感染症対策の病床などを速やかにかつ十分に確保するよう求めます。また、クラスター対策などきめ細かな対応が行えるよう全国の保健所を拡充するよう求めます。

(2) 国民健康保険及び後期高齢者医療制度において、すべての市町村が新型コロナウイルスに感染した被用者に傷病手当金を支給できるよう財政支援を行うことを求めます。同時に、無保険者が生じないよう特別な対策を講じることを求めます。

6. 大規模な集会などの自粛要請にかかる補償について

政府による大規模な集会等の開催自粛要請が行われています。小学校等の休業に伴う休暇等の支援にとどまらず、政府の要請に応じて自粛されたイベントなどについても、経費などの補償を行うことを求めます。

7. 新卒者の就職対策強化などについて

(1) 2021年度卒業予定者の就職活動に大きな影響を与えています。中小企業に対する採用活動への支援だけでなく、卒業予定者の就職活動が円滑に行われるよう支援策を強化するよう求めます。

(2) 高等教育の就学支援制度が始まっていますが、利用できる範囲が住民税の非課税世帯に限られていることから、範囲を拡大するよう求めます。また、これまでに奨学金を利用してきた者との均衡を図るため、返済免除などを行うよう求めます。

(3) 高卒者の就職については、「1人1社」方式を維持するよう求めます。また、民間職業紹介事業者などの参入を認めないよう求めます。

8. 中小企業への支援について

中小経営者団体などの要請に応じ、各種の支援策を充実させるよう求めます。すでに融資制度の拡充が行われていますが、社会保険料や地方税などの減免、納付猶予等を行うよう求めます。

また直接的な資金支援を行い、経営者も労働者も安心して働き続けられるメッセージを発信するよう求めます。なお、手続きの簡素化や行政体制の拡充も求めます。

9. 消費税の税率引き下げについて

2019年10～12月期の国内総生産が、年率換算で7.1%もの大幅な低下をしました。2020年1～3月期は新型コロナウイルスの感染拡大による影響を直接受けることから、さらに大幅な落ち込みが考えられます。こうした状況を改善するには、消費マインドを上向かせることが必要です。そのためにも、消費税率を引き下げるよう求めます。

10. 自治体への支援について

(1) 新型コロナウイルスの感染拡大によって自治体が行った措置に対し、国が全額補填するよう求めます。

(2) 学童保育の役割が大きくなっていることから、公的資金による支援を拡充し、対応時間の延長や期間の延長などを求めます。

11. 新型インフルエンザ等緊急事態宣言について

3月13日に可決・成立した「新型インフルエンザ等対策特別措置法」により、緊急事態宣言の要件が定められていますが、国民の人権・自由を大幅に制約することになります。内閣による決定ではなく、少なくとも国会の事前同意を求め、制約を最小限にするなど国民的な議論が行われることを求めます。

以上

内閣総理大臣

安倍 晋三 殿

全国労働組合総連合

議長 小田川 義和

労働者の雇用とくらし、中小企業を守るための第3次緊急提言

～新型コロナウイルスの感染拡大による経済対策の拡充を～

政府は、4月7日に「緊急事態宣言」と同時に緊急の経済対策などを閣議決定しました。事業規模でみた総額は100兆円を超える規模とされていますが、そのうち、国民のくらしや中小企業への直接支援分は1割にも満たず、批判の声が多数あがっています。また財源は国債だけであり、この間、財を増やしてきた大企業や大資産家への応分の負担を求めています

緊急事態宣言では、「不要不急の外出」は自粛するよう要請され、多くの企業で営業を自粛する動きが広がっています。こうした対応によって感染拡大を防止することは重要ですが、一方で多くの国民の生活に深刻な影響が広がっています。とりわけ、不安定な雇用契約で働く労働者は、収入の道をたたれており、明日をも知れぬ不安の中にいます。また、飲食店をはじめとする中小零細企業では、家賃・光熱水費などの固定経費も負担できず、倒産の危機に直面しています。

このような事態に適切な施策を打ち出すことが政府の役割であり、日本経済を持続させることとなります。国民の強い声により、政府は一律で10万円を給付する施策を打ち出しましたが、一時的なものに過ぎません。こうした国全体の危機に際し、日本で暮らすすべての人々の命を守るため、等しく給付を行うことが求められています。同時に、応分の負担で財源を確保することが求められます。

また、政府は「持続化給付金」などを打ち出していますが、支給条件が厳しく、要件緩和をはじめとしたスピード感のある対応が求められています。なお、収束後を見越した経済対策など、収束する見通しが立たない現時点において、打ち出すことは早計であり、危機を回避することすることに注力すべきです。

そもそも、長年にわたって政府が進めてきた規制緩和や自己責任原則によって雇用が不安定化して混乱しています。さらに病床削減や保健所の削減など医療や福祉だけでなく、あらゆる公共業務が崩壊の危機に瀕しています。この際、従来の政策の方向性を転換し、国民生活を守ることを最優先にした政策をめざすべきと考えます。

こうしたことをふまえ、以下の項目について緊急に検討を行い、速やかな給付などの措置を行うよう求めます。

1. 感染の拡大防止について

- (1) 感染の拡大を防止するため、外出・休業の自粛の範囲を政府が明確に示すこと
- (2) 事業主に対し、その雇用する労働者が業務上及び通勤途上で感染しないよう最大限の配慮を行うよう指導すること
- (3) 医療崩壊を防ぐため、重傷者・感染者を受け入れる十分な体制を確立すること
- (4) 医療機関の従事者の負担軽減を図るため、可能な人・物・施設を最大限投入すること

- (5) すべての医療機関、介護施設や保育所などにマスク、防護服などの衛生材料が行き届くよう政府が調達に責任を持ち、医療機関などへ提供すること
- (6) 医療機関や介護・福祉施設の経営を支えるため、緊急に診療報酬・介護報酬の引上げ、あるいは直接の助成金を支給すること
- (7) 公立・公的病院等の再編・統合計画を中止し、地域の意見を十分にふまえて、感染症病床を含む必要な病床を確保すること
- (8) 医療保険の無保険者をなくすこと。また、国保の疾病手当の財源を国が措置すること
- (9) 自治体の体制を拡充すること。また、国から交付金を上乗せして緊急に交付し、独自の支援措置などを十分に行えるよう自治体財政を支えること
- (10) 自然災害の発生による避難場所での感染防止を図ること

2. すべての国民の生活保障と自粛の補償について

- (1) 収入の多寡にかかわらず、すべての個人に対し生活支援臨時給付金を当分の間、毎月ひとり一人に10万円支給すること。また、より生活が困難になっている人々に対する加算を行うこと
- (2) 感染が収束するまでの期間、すべての家庭の光熱水費を政府が負担すること
- (3) 国民年金・健康保険料など社会保険料の減免・猶予などを行うこと
- (4) 住宅確保給付金の範囲を中小・個人事業者まで拡大し、要件を緩和すること。
- (5) 家賃支払いの猶予措置など行えるよう大家に対する助成措置を行うこと。また、家賃滞納者に対する退去処分などが強行されないよう対策を講じること
- (6) 持続化給付金の要件を緩和し、支給対象を広げ、新型コロナウイルスの感染拡大防止の影響によって中小・零細企業、個人事業主、フリーランス等が自粛したことによる減収を補償すること
- (7) 文化団体・芸術家などの興業・講演等の自粛・中止に伴う損失を全面的に補償すること
- (8) 事業などの再開までの間に必要な固定経費について、少なくとも8割を補償すること
- (9) これらの措置を行うためとしてマイナンバーカードの取得を強制しないこと

3. 労働者の雇用維持と生活保障などについて

- (1) 誰もが休暇が取りやすい職場環境をつくるため、有給の病気休暇を義務化するよう法整備を行うこと
- (2) 雇用調整助成金の適用範囲の拡大、給付上限額と中小企業への助成率を10割に引き上げること。また、申請を受けた段階で一時払いを行うなど、緊急の対応を行うこと。
- (3) 休業期間終了後も雇用を維持した事業所に対し奨励金を支給すること
- (4) 雇用保険の基本手当給付日数及び日額の上限を引き上げること
- (5) 緊急小口資金など自立支援制度の拡充を図り、迅速に支援できるよう自治体の財政を保障すること。また、生活保護の受給権を保障すること
- (6) 派遣・有期契約労働者が一方的に契約解除されないよう労働局による指導を強化すること
- (7) 学校や保育園など教育施設の休業によって子どもを自宅で見守る必要がある場合や介護施設などの休業によって高齢者を介護しなければならなくなった労働者及び個人請負労働者などが休暇・休業を余儀なくされた場合、賃金などを100%補償すること
- (8) これらの措置が速やかに行われるよう申請を簡素化するとともに労働行政や自治体の定数増など体制を拡充すること

4. 検査態勢の強化と情報公開について

- (1) 感染症などの検査態勢を強化するため、国による保健所の設置基準を強化するなど増設と機能強化を図ること
- (2) 医師の判断でPCR検査が行えるようにすること
- (3) 簡易な検査キットの普及促進、抗体の研究開発などを国の責任で進めること
- (4) 検疫体制を強化するとともに、密集が起らないよう検疫所の設備を拡充すること
- (5) 通常の医療体制を見直し、医師・看護師・介護職員などを大幅に増員すること
- (6) 検査技師を含め、感染症対策に必要な医療技術者を早期に養成すること
- (7) 感染者の検査数と陽性・陰性の結果、入院者数や退院者数などの統計を正確に公表すること
- (8) 専門家会議の議論を始め、新型コロナウイルスに関する情報を随時公開すること

5. 学校休業への対応や子どもたちへの支援などについて

- (1) すべての学生の授業料など学費について、免除もしくは減免、猶予措置などを行うこと
- (2) 学校休業による授業時数不足について、教員や子どもの負担増を招かないよう配慮するとともに、各学校の判断を尊重すること
- (3) 密接・密集などを避けるため、少人数学級を進めること
- (4) 学童保育の対応時間の延長や期間の延長を行うよう徹底すること。また感染症対策補助金など申請期間については、年度をまたがる申請を認めるなど申請期間の延長等簡素化を図ること
- (5) 学校の休業に伴い中止された給食によって影響を受ける関係業者に対して補償を行うこと
- (6) 使われなくなった食材などを有効に活用する方策をとること
- (7) 高等教育の就学支援制度・奨学金を利用できる範囲を拡大すること。また、奨学金の返済免除を行うこと
- (8) 2021年度卒業予定者の就職活動が円滑に行われるよう支援策を強化すること
- (9) 高卒者の就職は「1人1社」方式を維持すること。また、民間職業紹介事業者などの参入を認めないこと

6. 中小企業への支援について

- (1) 中小企業の経営を守るという政府の姿勢を明確にすること
- (2) 資金繰りを支援するため、返済の凍結・繰り延べ、借り換えなどあらゆる方策を行い、雇用を確保した事業者に対するインセンティブを付与すること
- (3) 「持続化給付金」を拡充すること
- (4) 各種の助成金支給申請にかかる証明書類を簡素化すること
- (5) 対面申請方式を簡素化し、郵送・FAX・メール・電子申請などを拡充すること
- (6) 国税をはじめ社会保険料や地方税などの減免、納付猶予等を強化すること

以上

2020年5月22日

内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

全国労働組合総連合
議長 小田川 義和

労働者の雇用とくらしを守るための第4次緊急要請

～感染の収束には生活を見通せる経済対策が必要～

4月30日に2020年度補正予算が可決・成立しました。翌5月1日より緊急の経済対策が進められています。しかし、事業者に対する持続化給付金について、事業者から窓口にお問い合わせが殺到し、特別定額給付金についても現場は混乱しています。

緊急経済対策に対応するための雇用調整助成金や特別融資などについても、「1回だけの措置では足りない」との声が上がるなど、その不十分さが次々と明らかになっています。このことは、予算審議の中で野党から指摘されていたことであり、直ちに第2次補正予算の編成を行わなければならないのは、予算組替に応じなかった政府の姿勢に問題があったといわざるを得ません。

感染拡大の収束が見通せない中、給付金などがいつ手元に届くかわからない状態が続いています。これでは期限まで生き続ける希望を持つこともかなわない人々が死の淵に追いやられてしまいます。

すでに国会では、経済対策の強化と第2次補正予算の作成に向けた議論が始まっていますが、行政体制のあり方をはじめ、国民や事業者に対する生活や営業の支援について、諸外国の例も参考にしながら、幅広く検討を行うことが必要です。加えて、コロナ禍のもとで災害が多発する日本社会における避難所のあり方なども検討すべきです。

いま最も求められているのは コロナウイルスの感染を早期に収束させることです。また、労働者・国民が安心してくらするようになるため、政府が明確なメッセージと具体的な対策を明示することが必要です。国連も指摘しているようにジェンダ視点に基づいた対策も欠かせません。

以上をふまえるならば、辺野古新基地建設などの防衛費やリニア建設などの大型公共事業など不要不急な予算執行を停止し、国民生活や企業経営を直接支援する大型の補正予算を編成すべきです。同時に、消費税の減税や社会保険料の免除・猶予措置、また、必要な財源を確保するため、国債による財源確保だけでなく、臨時的に内部留保に対する課税などを行うことも必要です。

こうした点をふまえ、以下の事項について真摯に受け止め、関係機関において検討し、第2次補正予算に反映されるよう要請します。

1. 感染の拡大と医療崩壊の防止にむけた対策について

(1) 緊急事態宣言が終了した後も感染拡大を防止するため、政府が生活・営業を保障することを明確に示すこと。また、医療・衛生資材など国の責任で確保すること

(2) 医療機関や介護・福祉施設が経営破綻しないよう、災害時における対応と同じく前年の診療報酬・介護報酬を元にした概算払いを行うこと

- (3) 医療機関の従事者の負担軽減を図るため、可能な限り人・物・施設を最大限投入すること
- (4) 自然災害の発生による避難場所で「三密」に対処する感染防止策を図ること
- (5) PCR検査などを大幅に拡充し、感染の不安なく企業活動や労働・生活ができる環境を整備するとともに、必要な財政措置を行うこと
- (6) 感染症などの検査態勢を強化し、新たな感染拡大が発生しないよう保健所の増設・拡充と機能強化を図ること
- (7) 公立・公的病院等の再編・統合計画及び病床を再編縮小する地域医療構想と医療適正化計画を撤回し、地域の意見を十分にふまえて、感染症病床を含む必要な病床を確保すること
- (8) 自治体の体制を拡充すること。また、国から交付金を上乗せして緊急に交付し、独自の支援措置などを十分に行えるよう自治体財政を支えること

2. 労働者の雇用維持と賃金の保障について

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大に乗じた解雇が行われないよう指導を徹底すること
- (2) 雇用調整助成金制度の活用で雇用維持が図られるよう周知徹底を図るとともに、賃金の補償水準を8割以上、上限金額は1万6千円以上に上げること
- (3) 雇用調整助成金は計画実施前に支給を行い、審査を事後に行う制度に改めること
- (4) 雇用調整助成金の申請事業主が賃金・休業手当などを労働者に支給していることを確認し、不適正な事実が判明した場合には厳しく指導すること
- (5) これらの措置が速やかに行われるよう申請の簡素化とオンライン申請の拡充をともに進めること
- (6) 派遣・有期契約労働者が一方的に契約解除されないよう労働局による指導を強化すること
- (7) 事業主に対し、その雇用する労働者が業務上及び通勤途上で感染しないよう最大限の安全配慮を行うよう指導すること
- (8) 雇用保険失業給付金の支給限度額及び支給日数を引き上げること
- (9) 申請業務や指導業務が迅速に行われるよう労働行政体制を拡充すること

3. 国民の生活保障と自粛の補償について

- (1) すべての個人に対し支給される特別定額給付金を月10万円、外出・休業の要請などを行った期間について支給を続けること。また、生活がより困難になっている人々に対する加算を行うこと
- (2) 家賃支払いの猶予措置などが行えるよう賃貸者に対する助成措置を行うこと。また、家賃滞納者に対する退去処分などが強行されないよう対策を講じること
- (3) すべての学生の授業料など学費について免除もしくは減免などを行うこと。また、奨学金返済を減免・猶予すること
- (4) 密接・密集などを避けるため、少人数学級をすすめること
- (5) フリーランスが持続化給付金の申請を行う要件を緩和すること。あわせて、持続化給付金の支給額を引き上げること
- (6) 雇用保険未加入者や加入できない自営業者に対する生活支援制度を拡充すること
- (7) 給付金の迅速な申請・給付が行えるよう国及び自治体の定数増を行うこと

以上

内閣総理大臣

安倍 晋三 殿

全国労働組合総連合

議長 小田川 義和

感染症の感染予防策と行政体制拡充などに関する要請

～新型コロナウイルスの感染拡大による数次の要請をふまえ～

私たち全国労働組合総連合は、新型コロナウイルスの感染拡大防止をはじめ、労働者の雇用と暮らし、中小企業を守るために要求をとりまとめ、関係機関へ数次にわたって要請してきました。

政府が行った緊急事態宣言は解除されましたが、再び感染が拡大するとの懸念は消えていません。これを機に、生活様式や働き方でジェンダー平等を中心におき、遠距離や混雑のない通勤、長時間労働を前提とせず、8時間働けば普通にさせる社会で感染拡大が再び起こらないようにすべきと考えます。

緊急時においては、国民のいのちと生活を守るため迅速な生活支援などが必要です。しかし、これまでに政府が進めてきた行政の効率化・民営化などによって、対応の遅れや不十分さが指摘されています。

私たちは、今回の事態を受け、社会のあり方を見つめ直し、感染症など未知のウイルスとのたたかいに強い社会を作り上げることが重要であるとの認識を強めました。また同時に、日常の生活や働き方に関わって、ジェンダー平等の観点が抜け落ちているなど数多くのことを見直すべきです。地震や風水害が絶えない国土に在住していることをふまえた対応も必要です。

政府は、補正予算で感染拡大を防止するための予算を拡充したと主張していますが、そもそも感染が拡大していることが明らかになった段階で予算を見直すべきでした。そして、辺野古新基地建設やF35の購入などの不要不急な支出をストップし、大企業の内部留保に緊急に課税するなどして不足する財源を確保すべきです。また、第2次補正予算に予備費が10兆円もあることは、国会軽視も甚だしく、安倍政権による税金の私物化につながるものと思わざるを得ません。第1次補正予算で特定の企業に事業を委託し、瑕疵担保責任もとらないなどの便宜を図ったことも指摘しなければなりません。

これらをふまえ、秋にも予想される第二の感染拡大や台風などの自然災害時において、国民のいのちと暮らしを守るため、政府がその役割を発揮することができるよう以下の項目について要請するとともに、政府として真摯に受け止め検討を進めるよう求めます。あわせて、われわれと定期的に意見交換を行う場を設けることを求めます。

1. 緊急事態宣言について

- (1) 緊急事態宣言は、科学的な知見に基づく専門家の意見をふまえ、国民の命を守る観点を重視して地域単位を基本に指定する基準を明確にするとともに、私権制限のあり方を慎重に判断すること
- (2) 緊急事態宣言の解除については、今回の事態を含めて科学的な根拠によって指針を定めることの必要性及び内容を検討すること
- (3) 緊急事態宣言の解除後1年以内に宣言の発出と解除、対策に関する検証を行うこと

(4) 専門家会議での意見をはじめ、政府の施策が検証できるようすべての記録を残すこと

2. 国民の生業と命を守るため自粛と保障を一体的に行うことについて

- (1) 国として政策を決定するため招集される会議においては、ジェンダーバランスが配慮された構成とすること。また、高齢者や障害者など当事者の声が反映されるようにすること
- (2) いのちと暮らしを守るため、営業や外出の自粛要請を行う際は、国内に在住するすべての個人を対象に生活補償を行うとともに、営業の自粛に対する補償を行うこと
- (3) 生活補償や営業に対する補償は、自粛を求める期間に対する補償とし、解除後も一定期間補償を継続すること。なお、国が財源を補償して自治体による格差を生じさせないこと
- (4) 文化・芸術分野の個人・団体に対し、緊急事態宣言解除後も活動が継続されるように損失補償を含めた財政的支援を行うこと

3. 働くものの雇用と暮らしを守るための制度について

- (1) 労働時間規制を強化し、災害被災時においても過労死・過労自殺が発生しない体制を確立させること
- (2) 災害被災時においても使用者が安全配慮義務を果たすことができるよう中小企業に対する支援を国が行うこと
- (3) 災害被災等で安易な解雇が生じないよう法による規制を行うとともに、雇用調整助成金を活用して雇用維持を図るなど企業の雇用責任を果たさせ、雇用流動化政策からの転換を図ること
- (4) 雇用調整助成金の支給方法を概算払いによる精算方式に改め、支給制限日数の上限や給付額の引き上げを行い、事後審査で給付の適正化を図ること
- (5) 労働者に対する休業補償は法律で8割以上とすることを定め、助成金の支給担当と連携して休業手当を支払わない使用者に対する指導を強化すること
- (6) 雇用保険の失業給付について、離職理由による差異をなくし、給付制限を廃止すること。また、支給日数を1年とし、上限額を1万5千円に引き上げること
- (7) 雇用保険に加入できないフリーランスや自営業者などが失業した場合の生活を支えるため、労災保険と同じく雇用保険に特別加入制度を設け、失業給付の対象範囲を拡大すること
- (8) 求職者支援制度の世帯収入要件などの緩和、支給額の月23万円への引き上げ、訓練受講期間を原則として6ヶ月以上に拡充などすること
- (9) 緊急事態によって経済格差がいのちの格差となっていることをふまえ、不安定な雇用労働者の最低限度の生活を支える基準となる最低賃金について、地域間格差をなくして大幅に引き上げること

4. 国民のいのちと暮らしを守る行政体制の拡充について

- (1) 国家公務員及び地方公務員の総人件費抑制方針を廃止し、定数増を図ること
- (2) 感染症の感染予防と拡大防止、必要不可欠な業務の労働者、高齢者などに対し定期的なPCR検査などの実施を義務づけることを目標に保健所・感染症研究機関の態勢を計画的に確立すること
- (3) 空港などの検疫所において密集が生じない検疫体制を確立し、感染の疑いのある者の隔離施設が迅速に設置されるよう準備すること
- (4) 基礎自治体となる市町村の合併は推進せず、自然災害による被災時や緊急事態宣言（以下「災害被災等」という）における国内に在住する在留外国人やDV被害者など、世帯単位ではなく個人

への迅速な生活支援が可能な体制を確立すること

- (5) 都道府県は国と連携し、被災した市町村の業務を支援するとともに体制を補完できるようにすること
- (6) オンライン申請の対象を拡大するとともに、迅速な給付などが行えるよう業務ごとに審査できる体制を拡充・整備するとともに、国の責任でインフラ整備を進めること
- (7) 感染拡大防止などの対策に必要な財源を確保するため、大企業・大資産家に対する課税を強化すること

5. 医療・介護・福祉について

- (1) 医療・介護・福祉施設における感染拡大を防ぐため、マスク・消毒液などの資材を国・自治体が備蓄し、必要数を配分できるようにすること
- (2) 国民皆保険制度を維持するとともに、保険料については地域間格差及び世帯員数による格差が生じないよう国が調整すること
- (3) 保険料の滞納による無保険者が生じないよう国による支援制度を創設すること
- (4) 公立・公的病院等の再編・統合計画及び病床を再編縮小する地域医療構想と医療適正化計画を撤回し、地域の意見を十分にふまえて、感染症病床を含む必要な病床を確保すること
- (5) 院内感染を防止するため、感染者と非感染者の区域分けを明確にし、医療従事者の感染予防と施設整備に対する国庫補助を行うこと
- (6) 感染拡大が疑われた際、速やかにPCR検査態勢を拡充し、感染者の追跡体制を確立できるようにすること
- (7) 医師・看護師・検査技師などの配置基準を見直し、大幅に増員できるよう専門技術者の養成数を増やし、労働時間の短縮など処遇改善を図ること
- (8) 新型コロナウイルス感染症の影響による介護事業所・病院等の減収にたいして国の責任で減収分を補填する支援措置を講じること
- (9) 診療報酬、介護報酬、保育運営補助金などを抜本的に改善し、労働条件の引き上げで安定した雇用を実現すること
- (10) 病床を将来にわたり確保するため、2020年度予算に計上されている病床数削減に対する補助金を直ちに廃止すること

6. セーフティネットの整備について

- (1) 生活保護受給者を含めて利用できる無料低額宿泊所を含めた「住まい」を公的責任で拡充し、「貧困ビジネス」のはびこりを許さず、質を保証して住居を失ったものに対する支援を強化すること。
- (2) 生活保護受給の「水際作戦」と呼ばれる現象を生じさせないようにし、失業から生活保護までのセーフティネットを網羅すること
- (3) 生活再建に向けた貸付である総合支援資金制度の要件を緩和することに加え、特別定額給付金と同じ返済不要の給付金制度を設けること
- (4) 緊急事態宣言の下でもDV被害者を保護できるようにシェルターを拡充し、生活支援が行われるようにすること

6. 緊急事態宣言時に伴う経済対策など政策について

- (1) 国公立大学（大学院を含む）・短大・高専・専門学校（日本語教育機関を含む）学生が就学を継続することができるよう学費の免除に加え、生活費の支援を行うこと
- (2) 子どもの教育権を保障し、すべての子どもに行き届いた教育を実現するためにも、少人数学級を速やかに実現すること。そのための教職員の人員増を図ること。また、国が明確な指針を示し、教育委員会、学校などの自主的な取り組みを奨励すること
- (3) 特別定額給付金で対象とされなかった在留資格を持つ外国人に対する生活支援制度を創設すること
- (4) 営業の自粛後も中小企業の事業継続が行えるよう収入が減少する期間の家賃補助を行うこと
- (5) 緊急事態宣言下において必要な医療資材をはじめ、生活や営業に必要な物資の供給が確保されるよう国内供給率を高めること
- (6) 緊急事態宣言後も農林水産業の事業活動が継続されるよう事業資金を補助するとともに、農畜産物の国内供給率を高めること
- (7) 国などが発注する事業を受託した事業者の丸投げを禁止するなど適正に予算が執行されるようにすること

以上